

「総合的な相談支援体制の充実」モデル事業 事例から見てきたまとめ

1 実施背景（モデル事業実施に先駆けて）

- 生活困窮者サポートネット連絡会・・・平成 28 年 3 月発足、5 回開催
地域・関係機関・行政が連携し、「困窮者の発見のため」と「困窮者の支援のため」のネットワークづくりをめざす。
- 平成 29 年度運営方針・・・複合課題世帯への支援
区政会議等での意見を受けて、複合課題世帯に対して区役所各担当が連携し、世帯単位で支援する体制を強化する。

2 実施状況（4～7月）

- 「総合的な見立ての場」等の開催・・・17 回
- 相談支援機関からの相談件数・・・34 件
- モデル事業研修会・・・1 回（4/24）
- モデル事業庁内説明会・・・3 回（5/11、5/15、6/2）

※「総合的な見立ての場」の開催回数（平成 30 年 1 月末現在暫定数）・・・41 回

3 事例から見てきた課題（区レベルで取組めること）

- (1) 連携先の機関の役割や強みを理解できていないことがチーム支援に支障をきたしている。
例えば、障がい者支援機関が、区高齢担当、地域包括支援センター、ランチの違いを知らない。
高齢者支援機関が、区精神保健福祉相談員、障がい者相談支援センター、地域活動支援センターの違いがわからないなど
 - (2) 他分野の制度を把握していないことが、支援の切り口が見出しにくい要因になっている。
支援機関が把握していない仕組みや制度がある。例えば、いわゆるごみ屋敷の適正化対策会議の事務局はどこか。いわゆるごみ屋敷ケースへの精神科医師の派遣のしくみ。ひきこもり相談窓口事業など
- ※ 取組めること→ 支援機関の強みについての資料作成
 ・・・・どこの窓口につなげたらいいか迷う（悩む）内容こそ明確にする。
- (3) 区役所に相談できる窓口はあるが、既存サービスの活用が困難な事例がある。
例えば「支援拒否または治療拒否傾向の精神疾患が疑われる方」、「いわゆるごみ屋敷」、「ギャンブル依存症」、「65 歳未満の高次脳機能障がい」など
 - (4) 既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケースでも、虐待事例など緊急性がある場合は、継続対応する支援機関が必要である。
このようなケースでは、本来業務でない機関が支援をしていることがあるが、支援が長期化する傾向がある。
- ※ 取組めること→ 緊急介入が必要な事例の主たる担当を決め、チーム支援するしくみ

4 市レベルで取組みが必要な事項

- (1) 支援拒否傾向の要援護者は、その家族の中にも課題を抱えていることが多く見受けられる。状態が悪化する前に早期に世帯全体を支援していくアウトリーチのしくみが必要である。
例えば、障がいを抱える子どもの親が、要介護状態や認知機能が低下した時に課題が浮彫りになってくる。
- (2) ライフステージの変化に対応できるような機関同士の連携が必要である。
- (3) 65 歳以上の高齢者が精神疾患を抱えていて、なおかつ精神疾患からくる課題が大きい場合には、精神障がい者支援のスキルを持つ機関を入れてのチーム支援が望ましい。
- (4) 障がい者のニーズに応じられる専門性をもった通いの場が少ない。